

## 喜茂別町地域公共交通活性化協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 喜茂別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）第8条第1項の規定に基づき、喜茂別町地域公共交通活性化協議会分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 分科会は、協議会規約第3条第1項の各号に掲げる事項で喜茂別町地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）から指示があった事項について、調査、検討等を行うものとする。

(組織の構成及び任期)

第3条 分科会委員は、前条に掲げる事由が発生する度に、会長が指名する者で構成し、任期はその事由が消滅するまでの期間とする。

(委員長)

第4条 分科会には委員長を1名置き、分科会委員の中から会長が指名する。

2 委員長は、分科会を代表し会務を処理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する分科会委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長を務める。

2 会議は、分科会委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 分科会委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を会議に出席させることができる。

4 会議の決定は、原則として出席者全員の合意によるものとする。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることができる。

5 委員長が特に必要と認めた場合、分科会以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

6 会議の案件について委員長が軽微な事案と判断した場合又は分科会委員の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(報告)

第6条 委員長は、必要に応じて分科会の結果を協議会に報告する。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が分科会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年10月22日から施行する。